保護者の皆様へ

令和８年７月改訂版

特別警報及び危険警報・暴風警報発令時の対応について

門真市教育委員会

門真市に対象の警報が発令されている場合、門真市の小・中・義務教育学校では以下の措置を行います。

①児童・生徒が自宅にいる場合

午前７時

特別警報※1　危険警報※1　暴風警報

自宅待機

※警報の発令状況は気象庁 HP を参照ください。

解除されない

解除された

午前９時

臨時休業

大雨警報　氾濫警報　強風注意報　○○注意報

通常登校※2

特別警報※1　危険警報※1　暴風警報

上記の警報がすべて解除

給食あり※4

午前10時までに登校※3※5

※1　実際には、「大雨特別警報」「大雨危険警報」のように、「○○特別警報」「○○危険警報」として発表されます。

※2　大雨警報・氾濫警報の場合でも、校長の判断により「臨時休業」や「始業時刻繰り下げ」等の対応を行う場合があります。

※3　小学校・義務教育学校前期課程における集団登校など詳細については、各学校からお知らせします。

※4　物資運搬の状況によっては給食を提供できない場合もあります。

※5　基本的には上記の対応ですが、各校の状況によっては校長の判断により対応が変わることがあります。

②児童・生徒が学校にいる場合

危険警報※1　暴風警報

速やかに下校

安全確保に留意の上、速やかに下校措置もしくは状況に応じて学校待機の措置を講じます。

特別警報※1

学校待機

ただちに身を守るため、避難等の措置を講じます。

※　場合によっては、保護者のお迎えをお願いすることがあります。